

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月8日

【四半期会計期間】 第153期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 大塚 紀男

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第152期 第2四半期 連結累計期間	第153期 第2四半期 連結累計期間	第152期
会計期間		自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	369,401	413,603	732,842
経常利益	(百万円)	16,954	28,140	30,310
四半期(当期)純利益	(百万円)	11,857	14,749	15,739
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,060	32,711	48,597
純資産額	(百万円)	291,827	368,285	340,812
総資産額	(百万円)	819,681	944,848	882,547
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	21.94	27.31	29.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		27.28	
自己資本比率	(%)	33.3	36.7	36.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	26,623	27,244	53,797
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	21,512	18,508	45,262
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,780	13	5,544
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	137,096	151,316	141,653

回次		第152期 第2四半期 連結会計期間	第153期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年7月 1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月 1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	9.00	9.87

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第152期第2四半期連結累計期間及び第152期連結会計年度の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

(連結子会社)

新規設立による増加：NSKベアリング・マニュファクチュアリング・メキシコ社

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社は、平成25年9月に米国司法省との間で、当社及び当社グループ会社が特定の顧客に対して軸受製品を販売する取引の一部に関して、米国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、6,820万ドルの罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済を概観すると、日本では行き過ぎた円高の修正や株価の上昇などを背景に緩やかな景気回復がみられ、米国では住宅市況の好転や株価の上昇など回復基調が続いております。欧州では財政・金融不安の影響を受けて景気が低迷しておりましたが、一部に持ち直しの兆しがみられ、アジアでは、アセアンにおいて景気の鈍化傾向があらわれているものの、中国景気は比較的安定して推移しました。

このような経済環境下、当社グループは平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指し、平成25年4月より3年間の中期経営計画を新しくスタートしました。事業戦略としては「収益重視の成長」、経営基盤の強化に向けては「1兆円の物量を回す管理能力の構築」に取り組んでおります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は4,136億3百万円と前年同期に比べて12.0%の増収となりました。営業利益は287億52百万円(前年同期比+56.1%)となり、経常利益は281億40百万円(前年同期比+66.0%)となりました。特別利益に投資有価証券売却益24億25百万円、固定資産売却益9億33百万円、特別損失に独占禁止法関連損失67億49百万円を計上し、税金費用、少数株主利益を控除した結果、四半期純利益は147億49百万円と前年同期に比べて24.4%の増益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりであります。

産業機械事業

産業機械関連需要は、昨年度後半の落ち込みから緩やかな回復傾向にあります。各地域において拡販活動に取り組み、為替の影響もあり売上高は増加しました。地域別にみると、日本では工作機械や建設機械などの資本財向けを中心に減収となりました。米州や欧州では、工作機械やアフターマーケット向けが減少した一方、欧州の電機向け需要には回復傾向がみられ、また中国でも電機向けが増加しました。

この結果、産業機械事業の売上高は1,159億22百万円(前年同期比+3.3%)、営業利益は97億14百万円(前年同期比+10.8%)となりました。

自動車事業

自動車市場は中国、米国が牽引し、世界全体で拡大傾向が続いております。地域別にみると、日本ではエコカー補助金終了による自動車生産台数の反動減により、売上高が減少しました。米国では、市場が堅調に推移し、新型車を投入した日系自動車メーカーの販売も拡大したことなどにより、自動車関連製品は増収となりました。中国では、電動パワーステアリングが新規車種立上げにより増加しました。欧州では市場の低迷の継続、アセアンでは政策効果の剥落により生産台数の減少はありましたが、売上高は為替の影響もあり増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は2,837億88百万円(前年同期比+16.4%)、営業利益は214億35百万円(前年同期比+73.6%)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産合計は9,448億48百万円となり、前連結会計年度末に比べて623億円増加しました。主な増加は受取手形及び売掛金106億28百万円、製品59億18百万円、仕掛品60億88百万円、有形固定資産78億円、投資有価証券145億2百万円によるものであります。

負債合計は5,765億63百万円となり、前連結会計年度末に比べて348億27百万円増加しました。主な増加は支払手形及び買掛金103億97百万円、未払法人税等54億66百万円、長期借入金53億6百万円によるものであります。

純資産合計は3,682億85百万円となり、前連結会計年度末に比べて274億72百万円増加しました。主な増加は四半期純利益147億49百万円、その他有価証券評価差額金90億93百万円、為替換算調整勘定73億88百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,513億16百万円となり、前連結会計年度末に比べて96億62百万円の増加となりました。また、前年同期末に比べて142億19百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて6億20百万円増加し、272億44百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、税金等調整前四半期純利益247億50百万円、減価償却費172億90百万円、仕入債務の増加88億30百万円であり、一方で主な支出の内訳は、売上債権の増加70億98百万円、たな卸資産の増加104億92百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて30億3百万円減少し、185億8百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出217億30百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて17億66百万円減少し、13百万円の支出となりました。主な収入の内訳は、長期借入れによる収入45億44百万円であり、一方で主な支出の内訳は、配当金の支払額26億98百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった事項は次のとおりであります。

当社は、平成25年9月に米国司法省との間で、当社及び当社グループ会社が特定の顧客に対して軸受製品を販売する取引の一部に関して、米国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、6,820万ドルの罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

平成23年11月に米国における当社子会社が受け取った情報の提供を求める召喚状への対応も含め、当社及び当社グループ会社は、米国司法省の調査に全面的に協力してまいりましたが、外部専門家等の助言を得た上で、適用法令の範囲、事実関係等を総合的に勘案した結果、上記司法取引契約の締結にいたしました。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。当社及び当社グループ会社といたしましては、このような事態になりましたことについて、厳粛に受け止め、外部専門家等の指導を仰ぎながら、一層の法令遵守の徹底に努めるとともに、皆様からの信頼の回復に向け全力を傾注してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量

の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指して、平成25年4月より3年間の中期経営計画を新たにスタートしました。かかる中期経営計画では、売上高1兆円に至る道筋として、経営の質を高めるべく、「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取り組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一步進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。また、中期ビジョンの達成に向けて、

「収益重視の成長」の施策として

- ・新興国での成長
- ・顧客戦略、セクター戦略強化
- ・生産力、技術開発力強化
- ・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

- ・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
- ・事業構造改革
- ・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同規則第118条第3号ロ(2))として、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を導入することを決議し、当該議案につきましては、当社定款第35条に基づき、同株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。旧プランは、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令等の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成23年5月24日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

・意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

・本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 . の意向表明書受領後10営業日(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

・取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとし(なお、当該延長は原則として一度に限るものとし)。)

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(八) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとし。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に対し当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動に係る当社取締役会の決議(株主総会の決議に基づく場合を除きます。)は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(二) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(八)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしませんが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで(平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.jp.nsk.com/>)に掲載しております。平成23年5月24日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させることにより、上記 記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

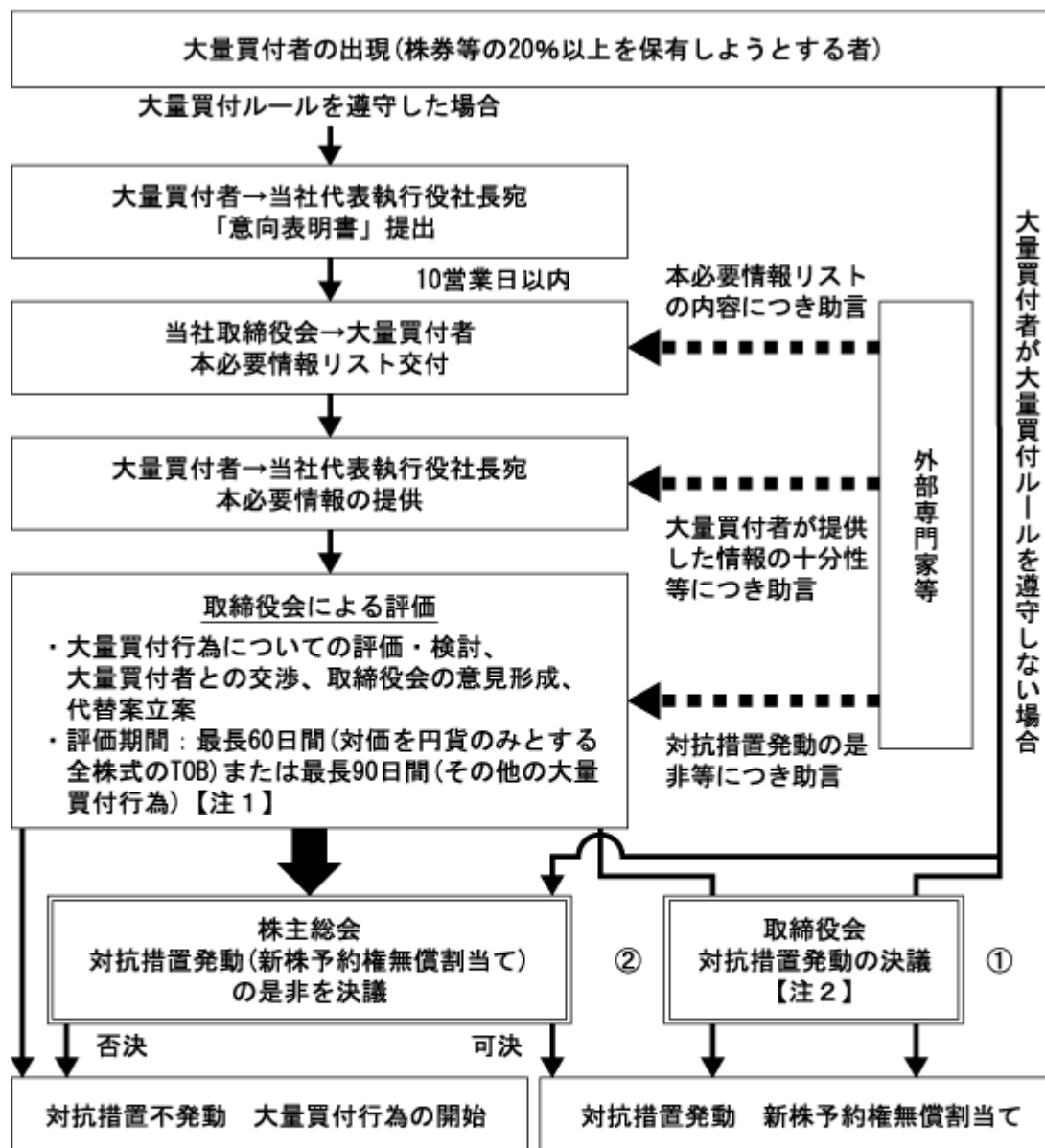
上記 の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記 の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記 の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる(但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。)こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記 の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記 の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランに係る手続の流れの概要



【注1】 但し、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議により、最長30日間延長される場合があります(延長は原則として一度に限ります。)

【注2】 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動に係る決定は、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合

【注1】及び【注2】を除く取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しております。

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、49億78百万円でありま
す。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	551,268,104	551,268,104		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		551,268		67,176		77,923

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	50,927	9.23
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	29,046	5.26
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	27,600	5.00
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	26,726	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,469	4.07
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	18,211	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 トヨタ自動車口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,709	1.94
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	1.81
818521ノムラバンクルクセンブルクエス エープレツジドアセツフロムノムラマ ルチシーシーワイジャパンストックリー ダーズファンド (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	BATIMENT A-33,RUE DE GASPERICH L- 5826 HESPERANGE(LUXEMBOURG) (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	8,900	1.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,675	1.57
計		213,263	38.68

(注) 1 株式数は、千株未満を切り捨てております。

2 上記以外に、当社は自己株式 10,758,619株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.95%)を保有しております。

3 野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社から平成25年5月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年4月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	554	0.10
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1,398	0.25
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	38,956	7.07

4 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社から平成25年7月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年7月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	18,211	3.30
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,725	0.31
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	14,307	2.60
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	1,026	0.19

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,758,000		単元株式数は1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 699,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 538,295,000	538,295	同上
単元未満株式	普通株式 1,516,104		
発行済株式総数	551,268,104		
総株主の議決権		538,295	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		619株
相互保有株式	NSKワナー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	221株
	(他人名義)	251株

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式)					
日本精工(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	10,758,000		10,758,000	1.95
(相互保有株式)					
NSKワナー(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	420,000		420,000	0.07
井上軸受工業(株)	大阪府堺市美原区木材通二丁目 2番87号	200,000		200,000	0.03
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町3121番地	28,000	51,000	79,000	0.01
計		11,406,000	51,000	11,457,000	2.07

(注) 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,643	59,067
受取手形及び売掛金	141,706	152,335
有価証券	86,272	91,177
製品	63,930	69,849
仕掛品	38,534	44,622
原材料及び貯蔵品	16,804	18,629
その他	47,623	51,148
貸倒引当金	1,326	1,588
流動資産合計	448,187	485,241
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	77,017	79,784
機械装置及び運搬具（純額）	133,188	141,026
その他（純額）	69,883	67,077
有形固定資産合計	280,089	287,889
無形固定資産	13,970	13,884
投資その他の資産		
投資有価証券	88,635	103,137
前払年金費用	42,579	45,010
その他	9,575	10,171
貸倒引当金	490	487
投資その他の資産合計	140,299	157,833
固定資産合計	434,359	459,606
資産合計	882,547	944,848

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	117,808	128,206
短期借入金	113,426	115,401
未払法人税等	2,356	7,823
その他	55,870	61,052
流動負債合計	289,462	312,483
固定負債		
社債	35,000	35,000
長期借入金	156,676	161,982
退職給付引当金	19,855	20,761
役員退職慰労引当金	1,693	1,377
環境対策引当金	163	187
その他	38,884	44,769
固定負債合計	252,272	264,079
負債合計	541,735	576,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,343	78,417
利益剰余金	188,034	199,189
自己株式	4,518	4,469
株主資本合計	329,036	340,314
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,986	31,080
為替換算調整勘定	31,737	24,349
その他の包括利益累計額合計	9,750	6,731
新株予約権	510	386
少数株主持分	21,015	20,853
純資産合計	340,812	368,285
負債純資産合計	882,547	944,848

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	369,401	413,603
売上原価	298,361	327,667
売上総利益	71,039	85,936
販売費及び一般管理費	¹ 52,623	¹ 57,183
営業利益	18,416	28,752
営業外収益		
受取利息	267	314
受取配当金	706	763
持分法による投資利益	1,567	1,767
その他	1,202	1,080
営業外収益合計	3,744	3,925
営業外費用		
支払利息	2,448	2,367
製品補償費	476	941
その他	2,281	1,228
営業外費用合計	5,206	4,537
経常利益	16,954	28,140
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2,425
固定資産売却益	-	933
特別利益合計	-	3,358
特別損失		
独占禁止法関連損失	-	6,749
投資有価証券評価損	818	-
特別損失合計	818	6,749
税金等調整前四半期純利益	16,136	24,750
法人税等	3,288	8,708
少数株主損益調整前四半期純利益	12,847	16,041
少数株主利益	989	1,291
四半期純利益	11,857	14,749

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	12,847	16,041
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,381	9,080
為替換算調整勘定	10,384	7,266
持分法適用会社に対する持分相当額	141	322
その他の包括利益合計	15,908	16,670
四半期包括利益	3,060	32,711
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,485	31,240
少数株主に係る四半期包括利益	424	1,470

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	16,136	24,750
減価償却費	16,393	17,290
のれん償却額	362	199
貸倒引当金の増減額（ は減少）	14	215
退職給付引当金及び前払年金費用の増減額	841	2,303
受取利息及び受取配当金	974	1,077
支払利息	2,448	2,367
持分法による投資損益（ は益）	1,567	1,767
投資有価証券売却損益（ は益）	-	2,425
有形固定資産売却損益（ は益）	-	933
独占禁止法関連損失	-	6,749
投資有価証券評価損益（ は益）	818	-
売上債権の増減額（ は増加）	11,637	7,098
たな卸資産の増減額（ は増加）	6,625	10,492
仕入債務の増減額（ は減少）	5,869	8,830
その他	637	3,893
小計	32,568	30,412
利息及び配当金の受取額	1,779	2,848
利息の支払額	2,385	2,419
法人税等の支払額	5,338	3,596
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,623	27,244
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（ は増加）	2,322	712
有価証券の取得による支出	3,700	200
有価証券の売却による収入	4,604	901
有形固定資産の取得による支出	23,193	21,730
有形固定資産の売却による収入	334	1,641
投資有価証券の取得による支出	199	36
投資有価証券の売却による収入	107	2,885
貸付けによる支出	40	42
貸付金の回収による収入	67	62
その他	1,813	1,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,512	18,508

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,525	222
長期借入れによる収入	734	4,544
長期借入金の返済による支出	1,329	699
自己株式の取得による支出	323	15
配当金の支払額	3,241	2,698
少数株主への配当金の支払額	605	853
その他	540	68
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,780	13
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,440	917
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,890	9,639
現金及び現金同等物の期首残高	135,307	141,653
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	101	22
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 137,096	¹ 151,316

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、新たに設立したNSKベアリング・マニュファクチュアリング・メキシコ社を連結の範囲に含めております。
(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	連結子会社のうち、ラネーNSKステアリングシステムズ社については、従来、連結決算日よりも3ヶ月前の決算財務諸表を使用し、連結上必要な調整を行い連結しておりましたが、当連結会計年度より連結決算日の決算財務諸表を使用することに変更しております。 なお、この変更に伴う3ヶ月間の損益は、利益剰余金に計上しております。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
(1) 会計方針の変更	当社グループでは、貯蔵品の評価方法について、従来、主として移動平均法を採用しておりましたが、新会計システム導入を機に、業務処理の迅速化・効率化の観点から業務の見直しを行った結果、主として先入先出法を採用することが妥当であると判断しました。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。
(2) 会計上の見積りの変更	従来、海外子会社が保有する有形固定資産の「機械装置」は耐用年数を主に10年として減価償却を行ってきましたが、第1四半期連結会計期間より主に12年を採用しております。 当社グループは、当期を初年度とする中期経営計画において、中国、アジアを中心とした海外各国の製造拠点で増強設備投資を加速させ、従来、日本で製造されていた製品の海外生産比率を大幅に高めることで、グローバルでバランスのとれた供給力の強化を行い、需要変動をグローバルで補完し合うことで、事業環境の変化に強い生産体制の構築を進めています。また、グローバルで高水準の保全体制を構築することで製造機械の長寿命化を図っています。これを契機に耐用年数の見直しを実施し、海外工場において使用する各種製造機械の経済的使用可能予測期間の分析を行った結果、耐用年数12年が使用実態を反映するものと判断しました。 これにより、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は1,261百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ1,028百万円増加しております。
(3) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更	従来、当社及び国内子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)を除き、原則として定率法を適用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、当社及び主要な国内子会社は定額法に変更しております。 当社グループでは、当期を初年度とする中期経営計画に基づき、為替変動リスクへの対応や製造コスト低減のため、現地生産及び現地調達を強化し、グローバルな生産体制の再編を進めてまいります。 今後の生産計画では、中国、アジアを中心とした海外各国の製造拠点で増強設備投資を加速させ、従来、日本で製造されていた製品の海外生産比率を大幅に高めることで、グローバルでバランスのとれた供給力の強化を行い、需要変動をグローバルで補完し合うことで、事業環境の変化に強い生産体制の構築を進めてまいります。これを契機に、当社及び主要な国内子会社の生産設備の使用実態を適切に反映した減価償却方法について再検討しました。 この結果、日本では安定的な稼働と生産の平準化が実現される見込みであり、当社及び主要な国内子会社の有形固定資産の減価償却方法を使用可能期間にわたり均等に原価配分する定額法に変更することが、使用実態をより適切に反映するものと判断しました。 この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は174百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ87百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務ほか

(1) 当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
11百万円	9百万円

(2) 連結会社以外の会社の金融機関借入等に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
MSP インダスト リーズ社 287百万円	MSP インダスト リーズ社 226百万円

(3) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
3,047百万円	1,784百万円

(4) 訴訟事項等

関係当局による立入検査について

(前連結会計年度)

軸受製品の取引に関して、当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月に、EU競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会による立入検査を受けました。また、当社の米国における子会社は、平成23年11月に、当該取引の情報の提供を求める召喚状を米国司法省から受領いたしました。さらに、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。加えて、当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月に、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。

また、当社の子会社は、その他の国においても関係当局による調査等を受けております。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

なお、これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

(当第2四半期連結会計期間)

軸受製品の取引に関して、当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月に、EU競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会による立入検査を受けました。さらに、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。加えて、当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月に、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。

また、当社の子会社は、その他の国においても関係当局による調査等を受けております。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

なお、当社は、平成25年9月に米国司法省との間で、当社及び当社グループ会社が特定の顧客に対して軸受製品を販売する取引の一部に関して、米国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、6,820万ドルの罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

集団訴訟の提起について

(当第2四半期連結会計期間)

米国において、原告である軸受製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。原告は、被告らが共謀して、米国において、軸受製品の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して、損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。また、カナダにおいても、当社及び当社のカナダ子会社を含む被告らに対して、上記訴訟と同種の集団訴訟が複数提起されております。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種の訴訟を今後提起される可能性があります。

なお、前連結会計年度からの変動はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
給料及び賞与	18,450百万円	21,112百万円
退職給付引当金繰入額	1,412	740
役員退職慰労引当金繰入額	166	59
貸倒引当金繰入額	96	145

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	49,104百万円	59,067百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	1,069	1,818
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する有価証券	86,060	91,067
流動資産のその他勘定より 売掛債権等信託受益権	3,000	3,000
現金及び現金同等物	137,096	151,316

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 取締役会	普通株式	3,245	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	3,242	6.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	2,701	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	3,783	7.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	112,225	243,827	356,053	13,348	369,401		369,401
セグメント間の内部売上高 又は振替高				14,665	14,665	14,665	
計	112,225	243,827	356,053	28,013	384,067	14,665	369,401
セグメント利益	8,766	12,344	21,111	1,239	22,351	3,934	18,416

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 3,934百万円には、セグメント間取引消去134百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,068百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	115,922	283,788	399,710	13,893	413,603		413,603
セグメント間の内部売上高 又は振替高				13,381	13,381	13,381	
計	115,922	283,788	399,710	27,275	426,985	13,381	413,603
セグメント利益	9,714	21,435	31,149	1,400	32,549	3,797	28,752

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 3,797百万円には、セグメント間取引消去156百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,954百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	21円94銭	27円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	11,857	14,749
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	11,857	14,749
普通株式の期中平均株式数(千株)	540,346	540,017
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		27円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		570
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

(注) 前第2四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【その他】

(配当決議)

平成25年10月28日開催の取締役会において、第153期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

中間配当額 3,783,566,395円

1株当たり中間配当金 7円00銭

中間配当金支払開始日 平成25年12月3日

(注) 平成25年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

(重要な訴訟事項等)

上記「1[四半期連結財務諸表][注記事項](四半期連結貸借対照表関係)1偶発債務ほか(4)訴訟事項等」に記載のとおり、米国及びカナダにおいて、原告である軸受製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社並びにカナダ子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。

なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

日本精工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	藤	太 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社及び主要な国内子会社は、従来、定率法を適用していた有形固定資産の減価償却の方法を、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更している。また、海外子会社は、機械装置の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。